

学校設備使用の際の注意事項

○学校は児童・生徒の学びの場です。

○使用に際しては教育活動の妨げにならないよう、また、皆さんが気持ちよく使用できるよう、次のことを遵守してください。

- ① 承認された目的以外での使用、立入りはしないでください。
- ② 承認された使用日時を厳守し、時間中に片付けを済ませて退去してください。
- ③ 使用後は、清掃・グラウンド整備等を行い、原状回復してください。
- ④ ごみは必ずお持ち帰りください。
- ⑤ 学校敷地内では、飲酒・喫煙・火気の使用は禁止です。
- ⑥ 設備使用時（特に夜間）の音量、音量は、近隣の方への配慮をお願いします。
- ⑦ 学校敷地内への車の乗入れは禁止です。 自転車・徒歩での来校をお願いします。自動車をご利用の場合は、近隣の駐車場等をご利用ください。
- ⑧ 学校付近の道路での飲酒や喫煙、大きな声で騒ぐ、及び駐停車等、近隣の方へのご迷惑になる行為はお控えください。
- ⑨ 施設等の使用中の万一の怪我や事故等に対し、大人の方の管理者を必ず設けてください。また、必要に応じて各自保険に加入してください。
- ⑩ 解錠や施錠を含む鍵の管理、使用備品の管理、その他学校施設・設備等の管理は、必ず管理者を中心に大人の方が行ってください。
- ⑪ ボール・ビブス等は各団体が用意し、学校の物は使用しないでください。
- ⑫ 施設・設備・備品に破損・損壊・紛失があった場合は、早急に学校又は教育委員会へ報告してください。（※状況により、その損害を賠償していただく場合があります。）
- ⑬ 使用料は期限までに必ず納付を済ませてください。
- ⑭ 夏季の設備使用にあたっては、早期の水分補給や休憩、屋内空調の適切な温度設定等、熱中症対策のための措置を講じてください。
- ⑮ 台風等に伴い、荒川区を対象とした各種気象警報が発表されている場合は、安全確保のため、学校設備の使用はお控えください。

【裏面に続く】

- ⑯ 災害・感染症等による休校や避難所の開設、その他教育委員会が管理上必要と判断した場合には、使用中止を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑰ 利用者間のトラブルや不注意、または自然災害等のやむを得ない事情による使用中の怪我や事故等については、学校及び教育委員会は一切の責任を負いかねます。
- ⑱ その他、学校や教育委員会からの注意事項は必ず守ってください。

これらをご理解いただけない場合、設備使用を承認することができませんので、ご了承ください。

荒川区教育委員会事務局教育施設課